

北上市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

北上市母子保健法施行細則（平成25年北上市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(妊産婦健康診査等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の産後健康診査は、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（平成29年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発）により行うものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。</p> <p>様式第8号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けで申請のありました_____さんの<u>養育医療給付については、母子保健法第20条第1項の規定により、次の条件を付して別添養育医療券のとおり決定します。</u></p> <p>記</p> <p>1 <u>母子保健法第21条の4の規定による養育医療の給付に要する費用については、北上市母子保健法施行細則第10条の規定により、徴収費用額を月額_____円とするので、市長が別に発行する納入通知書により納付してください。</u></p> <p>ただし、入院日数によって日割り計算をする場合があります。</p>	<p>(妊産婦健康診査等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の産後健康診査は、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（令和5年6月30日付けこ成母第36号こども家庭庁成育局長通知）により行うものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>様式第8号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けで申請のありました<u>母子保健法第20条の規定による養育医療の給付について、次のとおり決定しましたので通知します。</u></p> <p>記</p> <p>受給者番号 _____</p> <p>受給者氏名 _____</p> <p>徴収基準月額 _____ 円</p>

す。

2 養育医療券に記載された有効期間を超えて養育医療給付の継続を希望する場合は、事前に継続申請書の提出が必要となります。

また、やむを得ない理由により転院し、転院先の医療機関で引き続き養育医療の給付を受ける場合も新たに申請が必要となりますので御相談願います。

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。